

## 議案第 3 号

しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 9 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、しろい市民まちづくりサポートセンターの管理運営につ  
いて令和 5 年度から指定管理者へ移行するため、条例の一部を改正  
するものです。

しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「市長」を「次条に規定する指定管理者」に改める。

第9条を削る。

第11条を第22条とし、第10条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第21条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）第12条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に、「第6条」を「第8条」に改め、「もの」の次に「（以下「利用者」という。）」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の9条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書にセンターの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選

定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 関係法令等を遵守するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(審査会への意見聴取)

第13条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、あらかじめ、白井市指定管理者選定審査会の意見を聴くものとする。

(指定管理者に指定できない法人その他の団体)

第14条 市長は、次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている法人その他の団体を候補者に選定することができない。

(1) 白井市議会議員

(2) 白井市長

(3) 白井市副市長

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後（法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後）60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) センターの管理の実施及び利用の状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) センターの管理に係る収支の状況
- (4) その他センターの管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(開館時間)

第16条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。

(休館日)

第17条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用料金)

第18条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

- 2 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が還付を認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(原状回復)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは

期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備について、速やかに、原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第6条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
  - (2) センターの利用の許可及び取消しに関すること。
  - (3) センターの施設及び設備の管理に関すること。
  - (4) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。
  - (5) その他市長がセンターの運営に関し必要があると認める業務
- 附則第3項中「白井市使用料条例」の次に「（昭和56年条例第25号）」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条第3項関係）

区分		金額（1時間につき）
会議室1 会議室2	市民活動団体（事業者を除く。）	140円
	市民活動団体（事業者に限	280円

	る。)	
	指定管理者が特に必要と認めるもの	
多目的スペース	市民活動団体（事業者を除く。）	240円
	市民活動団体（事業者に限る。）及び一般団体	470円
	指定管理者が特に必要と認めるもの	

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、改正後の第11条から第13条までの規定の例により行うことができる。

#### （経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前のしろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のしろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### （白井市使用料条例の一部改正）

- 4 白井市使用料条例（昭和56年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を削る。

第4条第5項中「（第2条第7号に規定するしろい市民まちづくりサポートセンターの使用料を除く。）」を削る。

別表第7を削る。

議案第3号資料

○しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成29年条例第17号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
<p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 会議室及び作業スペースを利用することができるものは、市民活動団体とする。ただし、<u>次条に規定する指定管理者が特に必要と認める場合には、市民活動団体以外のものも利用することができる。</u></p> <p>3 多目的スペースを利用することができるものは、市民活動団体及び一般団体とする。ただし、<u>次条に規定する指定管理者が特に必要と認める場合には、市民活動団体及び一般団体以外のものも利用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p>	<p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 会議室及び作業スペースを利用することができるものは、市民活動団体とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認める場合には、市民活動団体以外のものも利用することができる。</p> <p>3 多目的スペースを利用することができるものは、市民活動団体及び一般団体とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認める場合には、市民活動団体及び一般団体以外のものも利用することができる。</p>
<p><b>第6条</b> センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、<u>法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に行わせるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者が行う業務)</u></p>	(新設)
<p><b>第7条</b> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第4条各号に掲げる業務</u></p> <p>(2) <u>センターの利用の許可及び取消しに関すること。</u></p> <p>(3) <u>センターの施設及び設備の管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他市長がセンターの運営に関し必要があると認める業務</u></p> <p style="text-align: center;">(利用の許可)</p>	(新設)
<p><b>第8条</b> センターを利用しようとするものは、あらかじめ<u>指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(利用の制限)</p>	(利用の許可)
<p><b>第9条</b> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は拒むことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(利用許可の取消し)</p>	<p><b>第6条</b> センターを利用しようとするものは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(利用の制限)</p>
<p><b>第10条</b> 指定管理者は、第8条の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(利用許可の取消し)</p>	<p><b>第7条</b> <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は拒むことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(利用許可の取消し)</p>
<p><b>第11条</b> 指定管理者の指定を受けようとするものは、<u>規則で定める申請書にセンターの管理に係る事業計画書その他規則で定め</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p>	<p><b>第8条</b> <u>市長</u>は、第6条の許可を受けたもの<u>が</u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料)</u></p>
	<p><b>第9条</b> センターの使用料は、<u>白井市使用料条例(昭和56年条例第25号)の定めるとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

**第12条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。 (新設)

(1) 事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 関係法令等を遵守するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(審査会への意見聴取)

**第13条** 市長は、前条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、あらかじめ、白井市指定管理者選定審査会の意見を聴くものとする。 (新設)

(指定管理者に指定できない法人その他の団体)

**第14条** 市長は、次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている法人その他の団体を候補者に選定することができない。 (新設)

(1) 白井市議会議員

(2) 白井市長

(3) 白井市副市長

(事業報告書の作成及び提出)

**第15条** 指定管理者は、毎年度終了後(法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。 (新設)

(1) センターの管理の実施及び利用の状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) センターの管理に係る収支の状況

(4) その他センターの管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(開館時間)

**第16条** センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。 (新設)

(休館日)

**第17条** センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に (新設)



休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（利用料金）

**第18条** 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

（新設）

2 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が還付を認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（原状回復）

**第19条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備について、速やかに、原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

（新設）

（損害賠償）

（損害賠償）

**第20条** センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

**第10条** センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

**第21条** 指定管理者又はセンターの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）第12条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（新設）

（委任）

（委任）

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

附 則

（略）

（略）

（白井市使用料条例の一部改正）

（白井市使用料条例の一部改正）

3 白井市使用料条例（昭和56年条例第25号）の一部を次のように改正する。

3 白井市使用料条例の一部を次のように改正する。

（略）

（略）

別表（第18条第3項関係）

区分		金額（1時間につき）	(新設)
会議室1	市民活動団体（事業者を除く。）	140円	
会議室2		280円	
	市民活動団体（事業者に限る。） 指定管理者が特に必要と認めるもの		
多目的スペース	市民活動団体（事業者を除く。）	240円	
	市民活動団体（事業者に限る。）及び一般団体 指定管理者が特に必要と認めるもの	470円	

(附則第4項関係) 白井市使用料条例(昭和56年条例第25号)新旧対照表

改正案	現行																	
(略)	(略)																	
(公の施設の利用に係る使用料)	(公の施設の利用に係る使用料)																	
<b>第2条 (略)</b>	<b>第2条 (略)</b>																	
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)																	
_____	<u>(7) しろい市民まちづくりサポートセンター 別表第7</u>																	
(略)	(略)																	
(減免)	(減免)																	
<b>第4条 (略)</b>	<b>第4条 (略)</b>																	
2～4 (略)	2～4 (略)																	
5 市長は、前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料_____の2分の1の額を減額することができる。	5 市長は、前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料 <u>(第2条第7号に規定するしろい市民まちづくりサポートセンターの使用料を除く。)</u> の2分の1の額を減額することができる。																	
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																	
(略)	(略)																	
(削る。)	<b>別表第7 (第2条第7号関係)</b> <u>しろい市民まちづくりサポートセンター使用料</u>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td rowspan="2">市民活動団体（事業者を除く。）</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市内で市民活動を行う事業者 市長が特に必要と認めるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的スペース</td> <td>市民活動団体（事業者を除く。）</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市内で市民活動を行う事業者 又は一般団体 市長が特に必要と認めるもの</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額（1時間につき）	会議室1	市民活動団体（事業者を除く。）	130円	会議室2	260円		市内で市民活動を行う事業者 市長が特に必要と認めるもの		多目的スペース	市民活動団体（事業者を除く。）	220円		市内で市民活動を行う事業者 又は一般団体 市長が特に必要と認めるもの	430円
区分		金額（1時間につき）																
会議室1	市民活動団体（事業者を除く。）	130円																
会議室2		260円																
	市内で市民活動を行う事業者 市長が特に必要と認めるもの																	
多目的スペース	市民活動団体（事業者を除く。）	220円																
	市内で市民活動を行う事業者 又は一般団体 市長が特に必要と認めるもの	430円																